



すぎみつ・かずなり 66年生まれ。慶応大博士(工学)。専門は知的財産論

杉光一成

金沢工業大学教授



いとう・としまゆき 58年生まれ。筑波大元海将。専門はリーダーシップ論

伊藤俊幸

金沢工業大学教授

特許からの先端情報流出

安全保障上の審査存在せず

ポイント

- ・ 諸外国は軍事情報の流出防止策が常識に
- ・ モノの輸出は制限できるが情報は難しい
- ・ 政府は先端情報の流出実態の調査研究を

るかどうか政府が審査する。具体的には、自国の安全保障に問題のある特許出願について一定の期間、内容の公開を制限する制度であり、当然のことながら外国への出願も制限される。制限の手法は、中国、ロシアのように内容を公開せず特許権を与える狭義の「秘密特許制度」もあれば、米国、英国、フランスのように一定期間は非公開だが、安全保障の問題がなくなった時点で特許権を付与して公開する(登録延期)制度もある。特許情報に関して国の安全に関する制度が全く存在しないのは20カ国・地域(G20)でも日本とメキシコだけである。

この状況について識者からは「公明に非公開は計り知れない」と述べている。我々は「ウランを濃縮する技術」について日本の特許データベースを確認した。その結果、「発明の名称」においてウラン濃縮が明確に記載されている出願だけでも92件、発明内容の「要約」の中にウラン濃縮が記載されている出願は542件(19年9月5日現在)公開されていた。

では、なぜ主要国にある特許情報に関する安全保障の流出を防ぐ必要性は認識されていたものの、直接関係のある企業と秘密保持契約を結ぶこととどまり、民間の技術情報、特に特許情報をチェックする(これは、同省の役割とは認識されていなかった)。

経済産業省には韓国の「グループA(旧ホワイト国)」除外で話題となった「輸出貿易管理令」が存在する。しかし、この法令は文字通り、物や役務に関する「貿易」が対象であって、技術情報の流出一般を防止するためのものではない。唯一、民間の技術情報の包括的な管理の役割を担える可能性のある部署は大臣官房内の「経済安全保障室」だが、この組織は6月2日に新設されたばかりだ。

第二に、立法の過程で必要な、利害関係者の意見聴取や立法事実の確認のいずれもが困難な点も挙げられる。おとり運転罪の議論が事件の直後から始まったように、具体的な被害者がいる場合には容易である。しかし「他国に軍事利用される民間の技術情報の日本からの流出」という安全保障に関わる問題の場合、被害者は「全国民」と範囲が広い分、利害は希釈化され、具体的な利害関係者の意見聴取は難しい。

第三に、過去に「安全保障」としての情報管理ではなく狭義の「秘密特許制度」が争点とされたことが原因と考えられる。例えば08年には秘密特許制度が議論になったが、本来問題とすべきは「安全保障」としての特許情報の管理」がどうあるべきかである。

手法には、狭義の「秘密特許制度」以外にもさまざまなオプションがある。特許権を秘密状態のまま与えるかどうかはそれ自体が議論すべき事項であって前提ではない。それを前提であるかのようにとられ、議論に至る前に批判が生じ、調査すらしてこなかったのが従来だったといえる。

では何らかの制度、例えば外国への出願を許可制にした場合の問題としては何が考えられるだろうか。まずは、政府側としては許可対象となる技術情報かどうかという選別をどのような基準で行うかだ。

特に軍事転用可能か否かというのは、韓国との間で問題となっているフッ化水素も半導体製造に使われると同時にウランの濃縮やガス兵器などにも使うことができ、線引きは簡単なものではない。しかも、研究成果物としての技術は並行して学会などにおいて発表を行う場合も多いことから、特許出願だけ審査する意義はあるのか、という意見も出よう。

日本の企業からすれば、これまでは自由に海外で出願することができた。特にグローバル企業の場合、外国にのみ出願するケースもあるため、新たな手続き負担とらえられるだろう。仮に、秘密のまま特許権を付与する狭義の秘密特許制度の導入まで議論するのであれば、先端技術を公開させる代償として特許権を付与するといった、通説的な特許制度の理念とどのように整合性をとるかという法的問題もある。

特許情報に関する安全保障制度				
制度の有無	内容	対象	罰則など	
日本	×	×	×	
米国	○	登録延期	国家の安全を害するもの	行政処分・刑事責任
中国	○	秘密特許	国の安全または重大な利益に関するもの	行政処分・刑事責任
ロシア	○	秘密特許	国家機密に関するもの	行政処分・刑事責任
韓国	○	秘密特許	国防上必要なもの	行政処分
ドイツ	○	秘密特許	国家機密に関するもの	行政処分・刑事責任
フランス	○	登録延期	国の安全の侵害に関するもの	行政処分・刑事責任

(*)日本は日米防衛特許協定により米国の軍事関連技術のみ秘密にする例外あり。逆に日本の技術は秘密にされない

以上のように検討すべき点は多々ある。しかし、「安全保障」というテーマを正面から直接的に扱える国家機関の体制整備がなされた今だからこそ、政府として「制度導入ありき」ではない前提で、少なくとも実態についての調査研究は行うべきであろう。

その上で、現状のように「モノ」を中心とする安全保障だけで問題がないのか。特に最先端技術を含む特許「情報」に関する安全保障について、外国出願許可制度など新たに必要な制度はないか、あるとすればどうあるべきかについて、検討すべき時期が来ているのではなからうか。